

# ヨシ保全四半世紀 財団四半世紀



公益財団法人 淡海環境保全財団 理事長 力石 伸夫

淡海環境保全財団設立から四半世紀が経ちました。

当財団を設立する直接の契機となった条例の一つでもあります「琵琶湖のヨシ群落保全に関する条例」、通称ヨシ条例を滋賀県が制定して四半世紀が経ったという事です。

条例の内容や取り組み、今後などは、後のページの琵琶湖政策課の寄稿に委ね、詳細は省きますが、40年前の赤潮発生からの富栄養化防止条例を端緒とした琵琶湖の保全に対する取り組みへの思いと流れを止める事無く進める条例の一つであると考えています。

琵琶湖周辺のヨシ群落は、昭和28年の調査以降40年間で128haまで半減したことから、その維持再生と刈取られたヨシの利活用を目指し、滋賀県では、平成4年3月30日に「ヨシ条例」を制定し、同年7月1日から施行され、平成5年5月28日にヨシ条例の精神を具現することを目的のひとつとして、当財団が設立されました。

財団黎明期の主な仕事としては、ヨシ群落の維持管理や造成に加え、水草の機械刈取・有効利用業務も担い、現在に続く財団の基幹事業が開始されたわけです。

その後、良質なヨシ苗を生産する技術を確立し、平成8年より、琵琶湖のヨシ植栽に向けヨシ苗の供給を始めました。さらには、平成10年滋賀県自然保護財団を統合し、自然保護事業を開始しました。

平成12年には、滋賀県地球温暖化防止活動推進センターの指定を受け、新たに地球温暖化防止活動事業をスタートしました。これに伴い、職員数も増加し、発展期を迎えたわけです。

地球温暖化防止活動では、出前講座やうちエコ診断等の啓発活動を通じて県民の方々への普及啓発にも積極的に取り組んできております。

ヨシ苗については、県の琵琶湖へのヨシ植栽面積の拡大を受け、ヨシ苗の供給量も増加しました。さらに、平成13年の世界湖沼会議、平成15年の世界水フォーラムの滋賀県内での開催を契機として、県内各地で多くのヨシ保全の市民活動が育っていききました。当財団も、これらの市民活動の立ち上げに多く

関わり、平成18年に小学生への出前講座、平成21年には県内各地のヨシボランティア市民団体へのヨシ植栽・ヨシ刈りの指導を行い始めるなど、ヨシに関する普及啓発も行ない、現在では何千人もの方々が活動されています。

平成24年公益財団法人となり、翌25年に滋賀県下水道公社の解散に伴い、水質保全に関する事業を継承して水質保全事業を開始、現在の淡海環境プラザに移転し、また26年には滋賀エコ・エコノミープロジェクトから資金と事業を受継ぎエコ・エコノミー推進事業を始めるなど、更なる発展の機会を得ました。

この四半世紀の間に、財団はヨシ、水草の刈取除去・有効利用や、温暖化防止活動や水質保全といった事業以外にもその時々に応じたニーズに応える事業も手懸け、琵琶湖の環境を総合的に保全するように活動を広げております。

現在、ヨシ群落の保全について、多くの県民や滋賀県、当財団がともに努力した結果、平成27年には、ヨシ群落面積は183haにまで回復しました。今後とも、良いヨシ苗の供給や普及啓発、情報収集発信に努め、ヨシ群落保全の一翼を担って行く所存です。

他にも、設立当初から行っている水草対策では、県民の皆さんが漂着水草に悩まされる日々を減らして行くべく取り組んでいきます。

地球温暖化防止活動では、温室効果ガス発生量の削減に向け県内での啓発の取り組みを更に積極的に推進し、パリ協定にかかる国の目標2013年比26%削減にも寄与していきます。

水質保全部門では、県内で培った下水処理技術の普及啓発や海外への技術提供などを行なっています。

このように当財団は、琵琶湖の環境保全と地球温暖化の防止という、ローカルでありながらグローバルに、またグローバル問題のローカル化ということに取り組んでいるわけですが、皆で協力し、周りの関係者も巻き込み、一緒に協力し合って大きな成果を求めていく「一座建立」の精神で世の中に役に立つ事業を創り上げ推進してまいり所存であります。